平成２２年（フ）第３７９号
京都市北区衣笠氷室町49番地
債務者　表　　節子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
京都市山科区大宅沢町197番地
債務者　林　　**茂**子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
京都市中京区西ノ京中御門西町28番地８
債務者　岡田　英作
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
京都府宇治市木幡西浦34番地の１　ラポート柳田301号
債務者　瀬津　正己
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
京都市北区上賀茂土門町56番地４
債務者　長友　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
京都市左京区吉田本町12番地
債務者　キッチン大雅堂こと　松井　智雄
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
京都市左京区吉田本町12番地
債務者　松井　照巳
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
兵庫県加西市北条町古坂1173番地の12　市営北条団地60号
債務者　山本　紀子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３２号
兵庫県小野市神明町607番地　ハイツサンライフＡ―201
債務者　花田　洋晶
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１５号
香川県高松市藤塚町２丁目11番11エスカイヤビル６階601号室
債務者　段下　繁人
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１００号
香川県高松市木太町2383番地５
債務者　森谷　則是
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１９号
香川県高松市西山崎町634番地２、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町江井島1000番地の７　橘荘
債務者　黒田　富子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９８号
群馬県館林市美園町21番20号
債務者　伊藤　久雄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９９号
群馬県館林市美園町21番20号
債務者　レストラン　ブランジェールこと　伊藤　敏子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１００号
群馬県太田市亀岡町564番地１　アルテハイツ尾島Ｃ―103号
債務者　片倉　泰治
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１０２号
群馬県太田市内ケ島町1158番地１　内ケ島県営住宅Ａ―16号
債務者　和田　睦子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６８７号
大阪府豊中市宮山町４丁目８番１―205号
債務者　桑原　勇二
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部